

改正案	現行	
<p>貿易一般保険包括保険（鋼材・化学品）手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00023</p> <p>沿革 平成13年9月21日 一部改正 平成14年4月17日 一部改正 平成14年9月17日 一部改正 平成15年3月12日 一部改正 平成15年6月9日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年3月20日 一部改正 平成18年11月29日 一部改正 平成19年3月14日 一部改正 平成19年9月21日 一部改正</p> <p>第1条～第15条 （略）</p> <p>（保険金の支払の請求）</p> <p>第16条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき別紙様式第11-1による貿易一般保険（船積前）保険金請求書、別紙様式第11-2による貿易一般保険（船積後）保険金請求書又は別紙様式第11-3による貿易一般保険（増加費用）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合にあつては、第一号④（ハ）及び⑥、第二号③、④、⑤、⑧、⑩及び⑬並びに第三号④の書類の提出を要しない。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（鋼材・化学品）手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00023</p> <p>沿革 平成13年9月21日 一部改正 平成14年4月17日 一部改正 平成14年9月17日 一部改正 平成15年3月12日 一部改正 平成15年6月9日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年3月20日 一部改正 平成18年11月29日 一部改正 平成19年3月14日 一部改正</p> <p>第1条～第15条 （略）</p> <p>（保険金の支払の請求）</p> <p>第16条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき別紙様式第11-1による貿易一般保険（船積前）保険金請求書、別紙様式第11-2による貿易一般保険（船積後）保険金請求書又は別紙様式第11-3による貿易一般保険（増加費用）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合にあつては、第一号④（ハ）及び⑥、第二号③、④、⑤、⑧、⑩及び⑬並びに第三号④の書類の提出を要しない。</p>	

<p>一 (略)</p> <p>二 約款第3条第2号のてん補危険の場合</p> <p>① 保険金請求経緯書</p> <p>(イ) 請求する保険金の額が300万円以下の場合にあつては、別紙様式第12による保険金請求経緯書</p> <p>(ロ) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあつては、次の事項の内容を記載した書類であつて様式任意</p> <p>(イ) 保険金請求に至る経緯</p> <p>(ii) 支払人との取引の状況(保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約以外の取引の状況及び今後の取引の見込み)</p> <p>なお、取引の状況については、本保険金請求に係る船積日前6月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表(様式任意)を添付のこと。</p> <p>(iii)～(vi) (略)</p> <p>②～⑮ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第17条～第25条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成19年10月1日から実施する。</u></p>	<p>一 (略)</p> <p>二 約款第3条第2号のてん補危険の場合</p> <p>① 保険金請求経緯書</p> <p>(イ) 請求する保険金の額が300万円以下の場合にあつては、別紙様式第12による保険金請求経緯書</p> <p>(ロ) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあつては、次の事項の内容を記載した書類であつて様式任意</p> <p>(イ) 保険金請求に至る経緯</p> <p>(ii) 支払人との取引の状況(保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約以外の取引の状況及び今後の取引の見込み)</p> <p>なお、取引の状況については、本保険金請求にかかると船積日前6月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表(様式任意)を添付のこと。</p> <p>(iii)～(vi) (略)</p> <p>②～⑮ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第17条～第25条 (略)</p>	
---	---	--

改正案

別紙様式第6-2 その1

ページ番号

貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書

独立行政法人日本貿易保険 御中

1. 通知書番号
2. 通知日
年 月 日

被保険者

住所

氏名 印

被保険者コード

貿易一般保険約款の規定に基づき、下記のとおり通知します。

3. 保険証券番号	4. 事故通番
5. 決済日	6. 個別包括区分
7. 通貨コード	8. 決済種別
9. 決済日レート	10. 特約事項区分
11. 12. 事故事由コード	13. 支払保証コード

		契約元本(対外債権ベース)	契約金利(対外債権ベース)
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
14. 枝番	18. 損失発生額		
	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
14. 枝番	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		
	15. 決済総額		
14. 枝番	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		

19. 仕向国名	21. 支払人名
20. 支払国名	22. 輸出契約等の相手国名
23. 輸出契約等の相手方名	24. 保証国名
25. 保証人名	26. 品名(貨物名)
27. 決済条件(方法)	28. 保証金等、担保の受領の有無
29. 保証金等の内容	30. 保証金等の金額
31. 損失又は危険発生に至った経緯	

連絡先	担当部署名	電話番号
E-mail	FAX番号	FAX番号

注：用紙のサイズはA4版とします。

現行規定

別紙様式第6-2 その1

貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書

独立行政法人日本貿易保険 御中

1. 通知書番号
2. 通知日
年 月 日

被保険者

住所

氏名 印

貿易一般保険約款の規定に基づき、下記のとおり通知します。

3. 通知区分	4. 個別包括区分	5. 証券番号	6. 決済日	7. 事故通番	8. 債権国	(国名)
9. 債務者	10. 通貨	11. 被保険者	12. 特約事項区分	13. 決済種別	14. 事故事由	15. 決済日レート
16. ページ	17. 支払保証					

		契約元本(対外債権ベース)	契約金利(対外債権ベース)
18. 枝番	19. 決済総額		20. 決済総額
	21. 既決済総額		22. 既決済総額
	23. 当該決済金額		24. 当該決済金額
18. 枝番	25. 損失発生額		26. 損失発生額
	19. 決済総額		20. 決済総額
	21. 既決済総額		22. 既決済総額
18. 枝番	23. 当該決済金額		24. 当該決済金額
	25. 損失発生額		26. 損失発生額
	19. 決済総額		20. 決済総額
18. 枝番	21. 既決済総額		22. 既決済総額
	23. 当該決済金額		24. 当該決済金額
	25. 損失発生額		26. 損失発生額

品名	仕向国		
輸出契約の相手方			
L/C発行銀行等			
決済条件			
損失又は危険発生に至った経緯 (出来るだけ詳細に記載して下さい。)			
連絡先	担当部署名	担当者名	電話番号
FAX番号	E-mail		

注：用紙のサイズはA4版とします。

改正案

現行規定

別紙様式第6-2 その2

ページ番号

別紙様式第6-2 その2

注：枝番が4以上ある場合のみ記入して下さい。

被保険者

住所

氏名 印

被保険者コード

被保険者

住所

氏名 印

5.証券番号

16.ページ

3.保険証券番号

		契約元本(対外債権ベース)	契約金利(対外債権ベース)
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		
14. 枝番	15. 決済総額		
	16. 既決済総額		
	17. 当該決済金額		
	18. 損失発生額		

注1：枝番が4以上ある場合のみ記入してください。

注2：用紙のサイズはA4版とします。

枝 番	契約元本(対外債権ベース)	契約金利(対外債権ベース)
18. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
18. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
18. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
18. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
18. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
18. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
18. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額
18. 枝番	19. 決済総額	20. 決済総額
	21. 既決済総額	22. 既決済総額
	23. 当該決済金額	24. 当該決済金額
	25. 損失発生額	26. 損失発生額

注：用紙のサイズはA4版とします。

改正案	現行規定																																																																																																	
<p>(記入要領)</p> <p>① 「ページ番号」は通知書が複数枚になる場合(対象となる様子が4以上ある場合)にページ番号を記入してください。</p> <p>② 「1. 通知書番号」は、被保険者の整理番号がある場合に当該整理番号を記入してください。なお、記号は記入しないでください。</p> <p>③ 「2. 通知日」は、日本貿易保険へ提出する日付を西暦で記入してください。なお、本通知書の提出事由発生日から45日以内に入出してください。</p> <p>④ 「被保険者の住所」及び「氏名」については、必要に応じて行を加添し記入してください。法人の場合は、法人名に加えて代表者の氏名を記入してください。</p> <p>⑤ 「3. 保険証券番号」、「6. 通貨コード」、「19. 仕出国名」、「20. 支払国名」、「21. 支払人名」、「22. 輸出契約等の相手国名」、「23. 輸出契約等の相手方名」、「24. 保証国名」、「25. 保証人名」及び「27. 決済条件(方法)」については、保険証券等を参照し記入してください。</p> <p>⑥ 「4. 事故通書」は、同一証券及び同一決済日であっても、通貨が異なるとき又は非常・信用の事故事由が混在するとき等の場合に、番号を記入(例 00、01、02等)し、それぞれ危険・損失発生通知書を提出してください。無記入の場合は、ゼロ(00)が設定されます。</p> <p>⑦ 「5. 決済日」は、対象となる輸出契約等今回の決済分に対応する決済日を西暦で記入してください。なお、危険・損失発生通知書は、保険証券番号の決済日ごとに提出してください。</p> <p>⑧ 「6. 個別包括区分」は下記により数字で記入してください。 1. 個別 2. 結合包括保険 3. 一般企業包括保険 4. 企業総合保険</p> <p>⑨ 「7. 通知区分」は、下記により数字で記入してください。 1. 危険発生通知 2. 損失発生通知</p> <p>⑩ 「9. 決済種別」は、下記により数字で記入してください。 1. キャンシユの場合(代金又は対価の額の支払いが、船積日又は積荷提供契約等の完了日から2年未満に決済されるもの)。 2. 返べ払いの場合(代金又は対価の額の支払いが、船積日又は積荷提供契約等の完了日から2年以上に渡り決済されるもの)。</p> <p>⑪ 「10. 特約事項区分」は、該当する場合のみ下記により数字で記入してください。 1. フルターンキー 2. 実出費用</p> <p>⑫ 「11. 決済日レート」は、決済日における決済通貨のTRレートを記入してください。</p> <p>⑬ 「12. 事故事由コード」及び「13. 支払保証コード」については、下の表から該当する2桁の数字を選択し記入してください。</p> <p>⑭ 「14. 扶費」は、保険証券等を参照し記入してください。無記入の場合は、ゼロ(00)が設定されます。</p> <p>⑮ 「15. 決済総額」、「16. 既決済総額」、「17. 当該決済金額」及び「18. 損失発生額」については、各扶費等に元本・金利を表示通貨(保険証券に記載された通貨)で記入してください。</p> <p>⑯ 「15. 決済総額」は、当該証券に設定された前記の「4. 事故通書」に対応する代金の額(対外債権ベース)の総額(全決済期分)を記入してください。なお、金額の記入において、通貨が円建ての場合は、小数点以下は記入しないでください。円以外の通貨建ての場合は、小数点以下2桁(3桁以下は切り捨て)まで記入してください。</p> <p>⑰ 「16. 既決済総額」は、今回分を除く前回の決済期までのうち、全額決済されたため危険・損失発生通知書が提出されていない決済期分の決済金額(危険・損失発生通知書で既決済総額として既に通知されている金額を除く)の総額を記入してください。</p> <p>⑱ 「17. 当該決済金額」は、今回の決済日に決済されるべき金額(対外債権ベース)を記入してください。</p> <p>⑲ 「18. 損失発生額」は、今回の決済日に決済されるべき金額(「当該決済金額」)から決済日までに決済された金額及び決済日後、本通知書提出日までに入金した金額(遅滞金利を除く)を控除した残額を記入してください。なお、入金した金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、約款第23条の換算率により表示通貨に換算してください。</p> <p>(記入例) 契約金額700万円 100万円×7回決済の場合</p> <table border="1" data-bbox="123 1005 929 1117"> <thead> <tr> <th>決済期</th> <th>決済金額</th> <th>決済状況</th> <th>損費</th> <th>決済総額</th> <th>既決済総額</th> <th>当該決済金額</th> <th>損失発生額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1～3回</td> <td>300万円</td> <td>① 300万円決済</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>100万円</td> <td>80万円決済</td> <td>提出</td> <td>700万円</td> <td>② 300万円=①</td> <td>100万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>100万円</td> <td>60万円決済</td> <td>提出</td> <td>700万円</td> <td>0円(=①-②)</td> <td>100万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>第6回</td> <td>100万円</td> <td>③ 100万円決済</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7回</td> <td>100万円</td> <td>40万円決済</td> <td>提出</td> <td>700万円</td> <td>100万円(=①+③-②)</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> </tbody> </table>	決済期	決済金額	決済状況	損費	決済総額	既決済総額	当該決済金額	損失発生額	第1～3回	300万円	① 300万円決済	不要	—	—	—	—	第4回	100万円	80万円決済	提出	700万円	② 300万円=①	100万円	20万円	第5回	100万円	60万円決済	提出	700万円	0円(=①-②)	100万円	20万円	第6回	100万円	③ 100万円決済	不要	—	—	—	—	第7回	100万円	40万円決済	提出	700万円	100万円(=①+③-②)	100万円	60万円	<p>(記入要領)</p> <p>① 「1 通知書番号」は、被保険者の整理番号がある場合に当該整理番号を右詰めで記入して下さい。記号は記入しないで下さい。</p> <p>② 同一証券及び同一決済日であっても、通貨が異なるとき、又は非常・信用の事故事由が混在するとき等は、個々に損失発生通知書を提出する必要があります。この場合「7 事故通書」に番号を記入し区別して下さい。(例 00 01 02等)なお、無記入の場合はオールゼロ(00)が設定されます。</p> <p>③ 「12の特約事項区分」は該当する場合のみ記入して下さい。</p> <p>④ 「19-20については、各扶費に元本・金利を表示通貨で記入して下さい。</p> <p>⑤ 「決済総額」は、当該証券に設定された前記の「7 事故通書」に対応する代金等の額(対外債権ベース)の総額(全決済期分)を記入して下さい。</p> <p>⑥ 「既決済総額(今回分を除く)」とは、前回の決済期までのうち、全額決済(償還)されたため損失発生通知書が提出されていない決済期分の決済(償還)金額(損失発生通知書で既決済総額として既に通知されている金額を除く)の総額を記入して下さい。</p> <p>⑦ 「当該決済金額」とは、今回の決済日に決済(償還)されるべき金額(対外債権ベース)を記入して下さい。</p> <p>⑧ 「損失発生額」とは、今回の決済日に決済(償還)されるべき金額(「当該決済金額」)から決済日までに決済(償還)された金額及び決済日後本通知書提出日までに回収した金額(遅滞金利を除く)を控除した残額を記入して下さい。なお、回収した金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、約款第23条の換算率により表示通貨に換算して下さい。</p> <p>(記入例) 契約金額700万円 100万円×7回決済の場合</p> <table border="1" data-bbox="963 558 1758 686"> <thead> <tr> <th>決済期</th> <th>決済金額</th> <th>決済状況</th> <th>損費</th> <th>決済総額</th> <th>既決済総額</th> <th>当該決済金額</th> <th>損失発生額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1～3回</td> <td>300万円</td> <td>① 300万円決済</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>100万円</td> <td>80万円決済</td> <td>提出</td> <td>700万円</td> <td>② 300万円=①</td> <td>100万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>100万円</td> <td>60万円決済</td> <td>提出</td> <td>700万円</td> <td>0円(=①-②)</td> <td>100万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>第6回</td> <td>100万円</td> <td>③ 100万円決済</td> <td>不要</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第7回</td> <td>100万円</td> <td>40万円決済</td> <td>提出</td> <td>700万円</td> <td>100万円(=①+③-②)</td> <td>100万円</td> <td>60万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑨ 通貨が円建ての場合には、小数点以下は記入しないで下さい。 円以外の通貨建ての場合には、小数点以下2桁(3桁以下は切り捨て)まで記入して下さい。</p>	決済期	決済金額	決済状況	損費	決済総額	既決済総額	当該決済金額	損失発生額	第1～3回	300万円	① 300万円決済	不要	—	—	—	—	第4回	100万円	80万円決済	提出	700万円	② 300万円=①	100万円	20万円	第5回	100万円	60万円決済	提出	700万円	0円(=①-②)	100万円	20万円	第6回	100万円	③ 100万円決済	不要	—	—	—	—	第7回	100万円	40万円決済	提出	700万円	100万円(=①+③-②)	100万円	60万円	
決済期	決済金額	決済状況	損費	決済総額	既決済総額	当該決済金額	損失発生額																																																																																											
第1～3回	300万円	① 300万円決済	不要	—	—	—	—																																																																																											
第4回	100万円	80万円決済	提出	700万円	② 300万円=①	100万円	20万円																																																																																											
第5回	100万円	60万円決済	提出	700万円	0円(=①-②)	100万円	20万円																																																																																											
第6回	100万円	③ 100万円決済	不要	—	—	—	—																																																																																											
第7回	100万円	40万円決済	提出	700万円	100万円(=①+③-②)	100万円	60万円																																																																																											
決済期	決済金額	決済状況	損費	決済総額	既決済総額	当該決済金額	損失発生額																																																																																											
第1～3回	300万円	① 300万円決済	不要	—	—	—	—																																																																																											
第4回	100万円	80万円決済	提出	700万円	② 300万円=①	100万円	20万円																																																																																											
第5回	100万円	60万円決済	提出	700万円	0円(=①-②)	100万円	20万円																																																																																											
第6回	100万円	③ 100万円決済	不要	—	—	—	—																																																																																											
第7回	100万円	40万円決済	提出	700万円	100万円(=①+③-②)	100万円	60万円																																																																																											
<p>⑳ 「26. 品名(貨物名)」は、保険申込書及び輸出契約書を参照し記入してください。</p> <p>㉑ 「28. 保証金等、担保の受領の有無」は、輸出契約等の相手方や第三者から保証金、預かり金、担保等について、保証金等を請かっている場合には「有」を、該当が無い場合には「無」を記入してください。また、「有」の場合は、「28. 保証金等の内容」及び「30. 保証金等の金額」を記入してください。</p> <p>㉒ 「31. 損失又は危険発生にまつ経緯」は、出来るだけ詳細に記入してください。</p>																																																																																																		

貿易一般保険（鋼材・化学品）手続細則（改正案）：別紙様式対照表

改正案		現行規定																																																																																							
(12_事故事由コード表)		(14_事故事由コード)																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故事由(約款第4条「てん」様事由)</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止</td><td>11</td></tr> <tr><td>二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止</td><td>12</td></tr> <tr><td>三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定(リスケ)又は支払国に起因する外貨送金遅延</td><td>20</td></tr> <tr><td>四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定</td><td>16</td></tr> <tr><td>五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用</td><td>31</td></tr> <tr><td>六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定</td><td>24</td></tr> <tr><td>七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁</td><td>25</td></tr> <tr><td>八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由 イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害 ハ 原子力事故 ニ 輸送の途絶</td><td>26 27 28 15</td></tr> <tr><td>九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由(保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期間により輸入許可が効力を失ったことを除く。)であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの</td><td>29</td></tr> <tr><td>十 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による輸出の制限若しくは禁止(同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。)又は仲介貿易貨物の販売若しくは買入の制限若しくは禁止(同法第25条の2の規定による禁止を除く。)</td><td>22</td></tr> </tbody> </table>		事故事由(約款第4条「てん」様事由)	コード	一 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止	11	二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止	12	三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定(リスケ)又は支払国に起因する外貨送金遅延	20	四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定	16	五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用	31	六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定	24	七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁	25	八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由 イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害 ハ 原子力事故 ニ 輸送の途絶	26 27 28 15	九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由(保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期間により輸入許可が効力を失ったことを除く。)であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの	29	十 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による輸出の制限若しくは禁止(同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。)又は仲介貿易貨物の販売若しくは買入の制限若しくは禁止(同法第25条の2の規定による禁止を除く。)	22	<table border="1"> <thead> <tr> <th>てん様事由</th> <th>事故事由コード</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止</td><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は支払国に起因する外貨送金遅延</td><td>20</td><td>20:外貨送金遅延 21:リスケ</td></tr> <tr><td>四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定</td><td>16</td><td></td></tr> <tr><td>五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用</td><td>31</td><td></td></tr> <tr><td>六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定</td><td>24</td><td></td></tr> <tr><td>七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁</td><td>25</td><td></td></tr> <tr><td>八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由 イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害 ハ 原子力事故 ニ 輸送の途絶</td><td>26 27 28 15</td><td></td></tr> <tr><td>九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由(保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期間により輸入許可が効力を失ったことを除く。)であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの</td><td>29</td><td></td></tr> <tr><td>十 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による輸出の制限若しくは禁止(同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。)又は仲介貿易貨物の販売若しくは買入の制限若しくは禁止(同法第25条の2の規定による禁止を除く。)</td><td>22</td><td></td></tr> <tr><td>十一 輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと又は次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと(被保険者の責めに帰することができない場合に限る。) イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更(当該変更に伴う被保険者の改造等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは買入により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。)の申込みがあったこと ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと ニ その他イからハまでに準ずる事実があったこと</td><td>51</td><td></td></tr> <tr><td>十二 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定(破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)</td><td>56</td><td></td></tr> <tr><td>十三 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由(支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)</td><td>57</td><td></td></tr> <tr><td>十四 輸出契約等の相手方の3月以上の債務の履行遅滞(被保険者の責めに帰することができないものに限る。)</td><td>59</td><td></td></tr> </tbody> </table>		てん様事由	事故事由コード	備考	一 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止	11		二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止	12		三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は支払国に起因する外貨送金遅延	20	20:外貨送金遅延 21:リスケ	四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定	16		五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用	31		六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定	24		七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁	25		八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由 イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害 ハ 原子力事故 ニ 輸送の途絶	26 27 28 15		九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由(保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期間により輸入許可が効力を失ったことを除く。)であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの	29		十 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による輸出の制限若しくは禁止(同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。)又は仲介貿易貨物の販売若しくは買入の制限若しくは禁止(同法第25条の2の規定による禁止を除く。)	22		十一 輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと又は次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと(被保険者の責めに帰することができない場合に限る。) イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更(当該変更に伴う被保険者の改造等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは買入により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。)の申込みがあったこと ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと ニ その他イからハまでに準ずる事実があったこと	51		十二 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定(破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)	56		十三 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由(支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)	57		十四 輸出契約等の相手方の3月以上の債務の履行遅滞(被保険者の責めに帰することができないものに限る。)	59																				
事故事由(約款第4条「てん」様事由)	コード																																																																																								
一 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止	11																																																																																								
二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止	12																																																																																								
三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定(リスケ)又は支払国に起因する外貨送金遅延	20																																																																																								
四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定	16																																																																																								
五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用	31																																																																																								
六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定	24																																																																																								
七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁	25																																																																																								
八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由 イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害 ハ 原子力事故 ニ 輸送の途絶	26 27 28 15																																																																																								
九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由(保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期間により輸入許可が効力を失ったことを除く。)であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの	29																																																																																								
十 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による輸出の制限若しくは禁止(同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。)又は仲介貿易貨物の販売若しくは買入の制限若しくは禁止(同法第25条の2の規定による禁止を除く。)	22																																																																																								
てん様事由	事故事由コード	備考																																																																																							
一 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止	11																																																																																								
二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止	12																																																																																								
三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は支払国に起因する外貨送金遅延	20	20:外貨送金遅延 21:リスケ																																																																																							
四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定	16																																																																																								
五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用	31																																																																																								
六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定	24																																																																																								
七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁	25																																																																																								
八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由 イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害 ハ 原子力事故 ニ 輸送の途絶	26 27 28 15																																																																																								
九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由(保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期間により輸入許可が効力を失ったことを除く。)であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの	29																																																																																								
十 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による輸出の制限若しくは禁止(同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。)又は仲介貿易貨物の販売若しくは買入の制限若しくは禁止(同法第25条の2の規定による禁止を除く。)	22																																																																																								
十一 輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと又は次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと(被保険者の責めに帰することができない場合に限る。) イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更(当該変更に伴う被保険者の改造等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは買入により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。)の申込みがあったこと ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと ニ その他イからハまでに準ずる事実があったこと	51																																																																																								
十二 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定(破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)	56																																																																																								
十三 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由(支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)	57																																																																																								
十四 輸出契約等の相手方の3月以上の債務の履行遅滞(被保険者の責めに帰することができないものに限る。)	59																																																																																								
(13_支払保証コード表)		(17_支払保証コード)																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>支払保証</th> <th>コード</th> <th>支払保証</th> <th>コード</th> <th>支払保証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>04</td><td>特定政府機関</td><td>24</td><td>J B 1 C(国際協力銀行)</td><td>74</td><td>I F A D(国際農業開発基金)</td></tr> <tr><td>10</td><td>円借款</td><td>41</td><td>A F D B(アフリカ開発銀行)</td><td>90</td><td>L / C</td></tr> <tr><td>11</td><td>無償援助</td><td>42</td><td>A F D F(アフリカ開発基金)</td><td>91</td><td>L / G(保証に限る)</td></tr> <tr><td>20</td><td>I B R D(国際復興開発銀行)</td><td>44</td><td>I D B(米州開発銀行)</td><td>92</td><td>本船担保(船前に限る)</td></tr> <tr><td>21</td><td>I D A(国際開発協会)</td><td>47</td><td>C D B(カリブ開発銀行)</td><td>99</td><td>その他の保証</td></tr> <tr><td>22</td><td>I F C(国際金融公社)</td><td>48</td><td>E D F(欧州開発基金)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>A D B(アジア開発銀行)</td><td>49</td><td>E I B(欧州投資銀行)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		コード	支払保証	コード	支払保証	コード	支払保証	04	特定政府機関	24	J B 1 C(国際協力銀行)	74	I F A D(国際農業開発基金)	10	円借款	41	A F D B(アフリカ開発銀行)	90	L / C	11	無償援助	42	A F D F(アフリカ開発基金)	91	L / G(保証に限る)	20	I B R D(国際復興開発銀行)	44	I D B(米州開発銀行)	92	本船担保(船前に限る)	21	I D A(国際開発協会)	47	C D B(カリブ開発銀行)	99	その他の保証	22	I F C(国際金融公社)	48	E D F(欧州開発基金)			23	A D B(アジア開発銀行)	49	E I B(欧州投資銀行)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>支払保証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>04</td><td>特定政府機関</td></tr> <tr><td>10</td><td>円借款</td></tr> <tr><td>11</td><td>無償援助</td></tr> <tr><td>20</td><td>I B R D</td></tr> <tr><td>21</td><td>I D A</td></tr> <tr><td>22</td><td>I F C</td></tr> <tr><td>23</td><td>A D B</td></tr> <tr><td>41</td><td>A F D B</td></tr> <tr><td>42</td><td>A F D F</td></tr> <tr><td>44</td><td>I D B</td></tr> <tr><td>47</td><td>C D B</td></tr> <tr><td>48</td><td>E D F</td></tr> <tr><td>49</td><td>E I B</td></tr> <tr><td>74</td><td>I F A D</td></tr> <tr><td>90</td><td>L / C</td></tr> <tr><td>91</td><td>L / G</td></tr> <tr><td>92</td><td>本船担保</td></tr> <tr><td>99</td><td>その他保証</td></tr> </tbody> </table>		コード	支払保証	04	特定政府機関	10	円借款	11	無償援助	20	I B R D	21	I D A	22	I F C	23	A D B	41	A F D B	42	A F D F	44	I D B	47	C D B	48	E D F	49	E I B	74	I F A D	90	L / C	91	L / G	92	本船担保	99	その他保証
コード	支払保証	コード	支払保証	コード	支払保証																																																																																				
04	特定政府機関	24	J B 1 C(国際協力銀行)	74	I F A D(国際農業開発基金)																																																																																				
10	円借款	41	A F D B(アフリカ開発銀行)	90	L / C																																																																																				
11	無償援助	42	A F D F(アフリカ開発基金)	91	L / G(保証に限る)																																																																																				
20	I B R D(国際復興開発銀行)	44	I D B(米州開発銀行)	92	本船担保(船前に限る)																																																																																				
21	I D A(国際開発協会)	47	C D B(カリブ開発銀行)	99	その他の保証																																																																																				
22	I F C(国際金融公社)	48	E D F(欧州開発基金)																																																																																						
23	A D B(アジア開発銀行)	49	E I B(欧州投資銀行)																																																																																						
コード	支払保証																																																																																								
04	特定政府機関																																																																																								
10	円借款																																																																																								
11	無償援助																																																																																								
20	I B R D																																																																																								
21	I D A																																																																																								
22	I F C																																																																																								
23	A D B																																																																																								
41	A F D B																																																																																								
42	A F D F																																																																																								
44	I D B																																																																																								
47	C D B																																																																																								
48	E D F																																																																																								
49	E I B																																																																																								
74	I F A D																																																																																								
90	L / C																																																																																								
91	L / G																																																																																								
92	本船担保																																																																																								
99	その他保証																																																																																								
<p>高度危険</p> <p>信用危険</p>																																																																																									

改正案

別紙様式第8-2

貿易一般保険（船積後）入金通知書

1. 通知書番号

2. 通知日 年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所

氏名 印

被保険者コード

貿易一般保険約款の規定に基づき、下記のとおり通知します。

3. 保険証券番号	<input type="text"/>	4. 事故通番	<input type="text"/>
5. 決済日	<input type="text"/>	6. 個別包括区分	<input type="text"/>
8. 入金日	<input type="text"/>	9. 入金事由コード	<input type="text"/>
7. 通貨コード	<input type="text"/>	10. 付保終了ステータス	<input type="text"/>

入金額の内訳		未入金額の状況（対外債権ベース）	
11. 入金額（契約元本）	<input type="text"/>	12. 未入金額（契約元本）	<input type="text"/>
13. 入金額（契約金利）	<input type="text"/>	14. 未入金額（契約金利）	<input type="text"/>
15. 入金額（延滞金利）	<input type="text"/>		

16. 仕向国名	<input type="text"/>	18. 支払人名	<input type="text"/>
17. 支払国名	<input type="text"/>	20. 保証人（L/C発行者）名	<input type="text"/>
19. 保証国名	<input type="text"/>		
21. 今後の回収見込等特記事項	<input type="text"/>		

連絡先	担当部署名 <input type="text"/>	担当者名 <input type="text"/>	電話番号 <input type="text"/>
	E-mail アドレス <input type="text"/>	FAX番号 <input type="text"/>	

注：用紙のサイズはA4版とします。

現行規定

別紙様式第8-2

貿易一般保険（船積後）入金通知書

1. 通知書番号

2. 通知日 年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所

氏名 印

貿易一般保険約款の規定に基づき、下記のとおり通知します。

3. 個別包括区分	<input type="text"/>	4. 証券番号	<input type="text"/>
5. 決済日	<input type="text"/>	6. 事故通番	<input type="text"/>
7. 通貨	<input type="text"/>	8. 被保険者	<input type="text"/>
9. 入金日	<input type="text"/>	10. 入金事由	<input type="text"/>
11. 付保終了ステータス	<input type="text"/>	12. 入金額（契約元本）	<input type="text"/>
13. 入金額（契約金利）	<input type="text"/>	14. 入金額（延滞金利）	<input type="text"/>
15. リスク管理番号	分類-国-一次款-区分-通貨-被保険者-連番号-枝番		
16. リスク決済日	<input type="text"/>	17. リスク入金額（リスク元本）	<input type="text"/>
18. リスク入金額（リスク金利）	<input type="text"/>	19. リスク入金額（リスク延滞金利）	<input type="text"/>

未入金額の状況（対外債権ベース）			
29. 未入金額（契約元本）	<input type="text"/>	30. 未入金額（契約金利）	<input type="text"/>
31. 支払国	<input type="text"/> （国名）	32. 輸出契約相手国	<input type="text"/> （国名）
33. 決済種別	<input type="text"/>	34. 支払人の氏名・住所	<input type="text"/>
		バイヤーコード	<input type="text"/>
35. 契約相手方の氏名・住所	<input type="text"/>		
		バイヤーコード	<input type="text"/>
36. 今後の回収見込等の特記事項	<input type="text"/>		
(出来るだけ詳細に記載して下さい。)			

37. リファレンス番号	<input type="text"/>	38. 担当者名	<input type="text"/>
39. 旧リスク管理番号	<input type="text"/>	40. 電話番号	<input type="text"/>
41. E-mail	<input type="text"/>	42. FAX番号	<input type="text"/>

注：用紙のサイズはA4版とします。

改正案	現行規定																																																																														
<p>（記入要領）</p> <p>① 本通知書は、入金日ごとに提出してください。</p> <p>② 「1. 通知書番号」は、被保険者の整理番号がある場合に当該整理番号を記入してください。なお、記号は記入しないでください。</p> <p>③ 「2. 通知日」は、日本貿易保険へ提出する日付を西暦で記入してください。なお、「8. 入金日」から1月以内に提出してください。</p> <p>④ 「被保険者」の「住所」及び「氏名」については、必要に応じて行を加減し記入してください。法人の場合は、法人名に加えて代表者の氏名を記入してください。</p> <p>⑤ 「被保険者コード」、「3. 保険証券番号」、「7. 通貨コード」、「16. 仕向国名」、「17. 支払国名」及び「18. 支払人名」については、保険証券等を確認し記入してください。</p> <p>⑥ 「4. 事故通番」は、対応する危険・損失発生通知書の番号と同じにしてください。</p> <p>⑦ 「5. 決済日」は、輸出契約等で今回の入金分に対応する決済日を西暦で記入してください。なお、今回の入金が複数の決済日にわたる場合は、決済日ごとに入金通知書を提出してください。</p> <p>⑧ 「8. 入金日」は、今回の入金日を西暦で記入してください。</p> <p>⑨ 「9. 入金事由コード」は、下の入金事由コード表から該当する2桁の数字を選択し記入してください。</p> <p>⑩ 「10. 付保終了ステータス」は、対応する決済日において決済されるべき金額（対外債権ベース）が今回の入金により全額決済される場合は「1」を、今回の入金後も未入金額が残る場合は「0」を記入してください。</p> <p>⑪ 「11.（13. 15.）入金額」は、今回入金となった金額を表示通貨（保険証券に記載された通貨）で記入してください。なお、入金となった金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、約款第36条の換算率により表示通貨に換算してください。また、金額の記入において、通貨が円建ての場合には、小数点以下は記入しないでください。円以外の通貨建ての場合には、小数点以下2桁（3桁以下は切り捨て）まで記入してください。</p> <p>⑫ 「12.（14.）未入金額」は、それぞれ対応する決済日について、今回入金後の未入金額（対外債権ベース）を記入してください。</p> <p>⑬ 「19. 保証国名」及び「20. 保証人（L/C発行銀行等）名」については、輸出契約書等を確認し記入してください。</p> <p>⑭ 「21. 今後の回収見込等特記事項」は、今後の回収見込みについて、パイヤーの状況等を含め出来るだけ詳細に記入してください。</p> <p>（9. 入金事由コード表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入金事由</th> <th colspan="2">コード</th> </tr> <tr> <th>一部決済</th> <th>全部決済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パリ・クラブ合意後の二国間合意に基づくもの</td> <td>11</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>バイ・リスケ合意に基づくもの</td> <td>12</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>第三国L/Gの履行によるもの</td> <td>13</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>支払人からの回収</td> <td>14</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>貨物の処分等による回収</td> <td>15</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>	入金事由	コード		一部決済	全部決済	パリ・クラブ合意後の二国間合意に基づくもの	11	21	バイ・リスケ合意に基づくもの	12	22	第三国L/Gの履行によるもの	13	23	支払人からの回収	14	24	貨物の処分等による回収	15	25	その他	19	29	<p>（記入要領）</p> <p>① 「1 通知書番号」は、被保険者の整理番号がある場合に当該整理番号を右詰めで記入し、記号は記入しないで下さい。</p> <p>② 「4 証券番号」のうち「特約コード」は、包括保険の特約を締結している場合に9桁で記入して下さい。組合包括の場合には、左詰めで4桁（下表参照）を記入して下さい。個別保険は記入不要です。</p> <p>③ 「5 決済日」は、輸出契約等（貸付契約）で今回の入金分に対応する決済日を記入して下さい。なお、今回の入金が複数の決済日にわたる場合は、決済日ごとに入金通知書を提出する必要があります。</p> <p>④ 「6 事故通番」は、対応する損失発生通知書の番号と同じにして下さい。</p> <p>⑤ 「8 入金日」は、今回の入金日を記入して下さい。</p> <p>⑥ 「11 付保終了ステータス」は、対応する決済日において決済（償還）されるべき金額（対外債権ベース）が今回の入金により全額決済（償還）される場合は「1」、今回の入金後も未入金額が残る場合は「0」を記入して下さい。</p> <p>⑦ 「入金額」及び「リスケ入金額」は、今回入金となった金額を表示通貨で記入して下さい。なお、入金となった金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、約款第36条の換算率により表示通貨に換算して下さい。</p> <p>⑧ リスケ返済スケジュールにより入金した場合は15～19に記入して下さい。 「15 リスケ管理番号」及び「16 リスケ決済日」は必ず記入し、「18 リスケ入金額（リスケ金利）」には、リスケ返済スケジュールによる金利を、「19 リスケ入金額（リスケ遅延金利）」には、リスケ返済スケジュールによる返済が遅延した場合の当該遅延金利を記入して下さい。 また、リスケ以外による入金の場合は、12～14に記入して下さい。</p> <p>⑨ 通貨が円建ての場合には、小数点以下は記入しないで下さい。 円以外の通貨建ての場合には、小数点以下2桁（3桁以下は切り捨て）まで記入して下さい。</p> <p>⑩ 「未入金額の状況」欄のうち、「29 未入金額（契約元本）」及び「30 未入金額（契約金利）」には、それぞれ、対応する決済日について、今回入金後の未入金額（対外債権ベース）を記入して下さい。</p> <p>（組合コード）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr><td>23000</td><td>日本毛織輸出組合</td></tr> <tr><td>24000</td><td>日本繊維製品輸出組合</td></tr> <tr><td>25000</td><td>日本テキスタイル輸出組合</td></tr> <tr><td>26000</td><td>日本繊維輸出組合</td></tr> <tr><td>31000</td><td>日本鉄鋼連盟</td></tr> <tr><td>33000</td><td>鋼材製品協会</td></tr> <tr><td>34000</td><td>特殊鋼協会</td></tr> <tr><td>35000</td><td>日本化学工業品輸出組合</td></tr> <tr><td>51000</td><td>日本鉄道車両輸出組合</td></tr> <tr><td>52000</td><td>日本機械輸出組合</td></tr> <tr><td>52001</td><td>日本機械輸出組合大阪支部</td></tr> <tr><td>53000</td><td>日本船舶輸出組合</td></tr> <tr><td>54000</td><td>日本電線輸出組合</td></tr> <tr><td>59000</td><td>日本自動車工業会</td></tr> <tr><td>59001</td><td></td></tr> <tr><td>59001</td><td>日本自動車工業会の各社</td></tr> <tr><td>59103</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>（入金事由コード）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入金事由</th> <th colspan="2">一部決済 全部決済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パリ・クラブ合意後の二国間合意に基づくもの</td> <td>11</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>バイ・リスケ合意に基づくもの</td> <td>12</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>第三国L/Gの履行によるもの</td> <td>13</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>支払人からの回収</td> <td>14</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>貨物の処分等による回収</td> <td>15</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>	23000	日本毛織輸出組合	24000	日本繊維製品輸出組合	25000	日本テキスタイル輸出組合	26000	日本繊維輸出組合	31000	日本鉄鋼連盟	33000	鋼材製品協会	34000	特殊鋼協会	35000	日本化学工業品輸出組合	51000	日本鉄道車両輸出組合	52000	日本機械輸出組合	52001	日本機械輸出組合大阪支部	53000	日本船舶輸出組合	54000	日本電線輸出組合	59000	日本自動車工業会	59001		59001	日本自動車工業会の各社	59103		入金事由	一部決済 全部決済		パリ・クラブ合意後の二国間合意に基づくもの	11	21	バイ・リスケ合意に基づくもの	12	22	第三国L/Gの履行によるもの	13	23	支払人からの回収	14	24	貨物の処分等による回収	15	25	その他	19	29
入金事由		コード																																																																													
	一部決済	全部決済																																																																													
パリ・クラブ合意後の二国間合意に基づくもの	11	21																																																																													
バイ・リスケ合意に基づくもの	12	22																																																																													
第三国L/Gの履行によるもの	13	23																																																																													
支払人からの回収	14	24																																																																													
貨物の処分等による回収	15	25																																																																													
その他	19	29																																																																													
23000	日本毛織輸出組合																																																																														
24000	日本繊維製品輸出組合																																																																														
25000	日本テキスタイル輸出組合																																																																														
26000	日本繊維輸出組合																																																																														
31000	日本鉄鋼連盟																																																																														
33000	鋼材製品協会																																																																														
34000	特殊鋼協会																																																																														
35000	日本化学工業品輸出組合																																																																														
51000	日本鉄道車両輸出組合																																																																														
52000	日本機械輸出組合																																																																														
52001	日本機械輸出組合大阪支部																																																																														
53000	日本船舶輸出組合																																																																														
54000	日本電線輸出組合																																																																														
59000	日本自動車工業会																																																																														
59001																																																																															
59001	日本自動車工業会の各社																																																																														
59103																																																																															
入金事由	一部決済 全部決済																																																																														
	パリ・クラブ合意後の二国間合意に基づくもの	11	21																																																																												
バイ・リスケ合意に基づくもの	12	22																																																																													
第三国L/Gの履行によるもの	13	23																																																																													
支払人からの回収	14	24																																																																													
貨物の処分等による回収	15	25																																																																													
その他	19	29																																																																													

改正案

別紙様式第11-2

貿易一般保険(船積後)保険金請求書

1. 請求書番号

2. 請求日 年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

請求者

住所

氏名 印

請求者コード

貿易一般保険約款の規定に基づき、下記のとおり請求します。

3. 保険証券番号		4. 事故通番	
5. 決済日		6. 被保険者コード	
8. 委任状有無		9. 付保率	
11. 換算レート		12. 事故事由コード	
14. 分割請求番号		15. 重複請求状況	
17. 重複証券番号		10. 通貨コード	
		13. 債務国名	
		16. 重複保険	

	契約元本	契約金利
18. 未決済額		
19. 控除額		
20. 損失額		
21. 損失額		
22. 損失防止軽減費用		
23. 保険金請求額		

連絡先	担当部課名		電話番号	
	担当者名		FAX番号	
	E-mail アドレス			
振込先	銀行名	本支店名		
	預金種別	口座番号		
	口座名義			

注：用紙のサイズはA4版とします。

現行規定

別紙様式第11-2

貿易一般保険(船積後)保険金請求書

1. 請求書番号

2. 請求日 年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所

氏名 印

貿易一般保険約款の規定に基づき、下記のとおり請求します。

3. 個別包括区分		4. 証券番号	
5. 決済日		6. 事故通番	
8. 債務国		9. 通貨	
11. 請求者		12. 委任状有無	
14. 付保率		15. 換算レート	
16. 未決済額(元本) ※対外債権ベース		17. 未決済額(金利) ※対外債権ベース	
18. 控除額(元本) ※対外債権ベース		19. 控除額(金利) ※対外債権ベース	
20. 損失額(元本) ※対外債権ベース		21. 損失額(金利) ※対外債権ベース	
22. 損失額(元本) ※付保建値ベース		23. 損失額(金利) ※付保建値ベース	
24. 損失防止軽減費用		25. 保険金請求額	
26. 重複請求状況		27. 重複保険	
		28. 証券番号	
7. 分割請求番号		10. 被保険者	
13. 事故事由			

連絡先	担当部課名		担当者名	
	電話番号		FAX番号	
			E-mail	
振込先	銀行名		本支店名	
	預金種別		口座番号	
	口座名義			

注：用紙のサイズはA4版とします。

改正案	現行規定
<p>（記入要領）</p> <p>① 「1. 請求書番号」は、請求者の整理番号がある場合に当該整理番号を記入し、記号は記入しないで下さい。</p> <p>② 「2. 請求日」は、日本貿易保険へ提出する日を西暦で記入してください。なお、保険金の請求期間は、決済日等の起算日から9月以内ですので注意してください。</p> <p>③ 「請求書の住所」及び「氏名」については、必要に応じて行を加添し記入してください。法人の場合は、法人名に加えて代表者の氏名を記入してください。</p> <p>④ 「請求者コード」は、「請求者」が「被保険者」と同じ場合は記入の必要はありません。なお、買渡又は譲渡担保が設定されていて、当該買渡者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該買渡者又は譲渡担保権者からの委任状の有無を「委任状有無」に、0：無 1：有 のいずれかにより数字で記入してください。無記入の場合は、0：無 が設定されます。</p> <p>⑤ 「3. 保険証券番号」、「6. 被保険者コード」、「9. 付保率」、「10. 通貨コード」及び「13. 債権国名」については、保険証券等を参照し記入してください。</p> <p>⑥ 「4. 事故通番」は、対応する損失発生通知書の番号と同じにして下さい。</p> <p>⑦ 「5. 決済日」は、輸出契約等で今回請求分に対応する決済日を西暦で記入してください。なお、本請求書は、決済日ごとに提出してください。</p> <p>⑧ 「7. 個別包括区分」下記より数字で記入してください。 1. 個別 2. 組合包括保険 3. 一般企業包括保険 4. 企業総合保険</p> <p>⑨ 「11. 換算レート」は、「輸出契約時のレート」と「決済日のレート」のいずれか円高の11折レートを記入してください。</p> <p>⑩ 「12. 事故事由コード」は、下の事故事由コード表から該当する2桁の数字を選択し記入してください。</p> <p>⑪ 「13. 債権国名」は対応する危険・損失発生通知書を参照し、支払保証付き案件の場合は「保証国名」を、それ以外の場合は「支払国名」を記入してください。</p> <p>⑫ 「14. 分割請求番号」は、分割して請求する場合の記入項目です。1、2のように1桁記入してください。分割請求しない場合には、記入の必要はありません。</p> <p>⑬ 「15. 重複請求状況」は、下記より数字で記入してください。 1: 請求予定あり 2: 請求済み 3: 請求なし</p> <p>⑭ 「16. 重複保険がある場合は、下記より数字で記入し、「17. 重複証券番号」に該当する証券番号を記入してください。ただし、「15. 重複請求状況」が「3」の場合は、記入しないでください。 1: 個別 2: 包括 6: 輸出手形 8: 海外投資 9: その他</p> <p>⑮ 「18. 未決済額(対外債権ベース)」は、<u>決済日までに回収した金額を差し引いた額を決済金額から差し引いた額を表示通貨(保険証券に記載された通貨)で記入してください。なお、金額の記入において、通貨が円建ての場合には、小数点以下は記入しないでください。円以外の通貨建ての場合には、小数点以下2桁(3桁以下は切り捨て)まで記入してください。</u></p> <p>⑯ 「19. 控除額(対外債権ベース)」は、約款第6条第1号から第3号に該当する額を表示通貨で記入してください。なお、第6条の額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、約款第36条第3項の規定により表示通貨に換算してください。</p> <p>⑰ 「20. 損失額(対外債権ベース)」は、「未決済額(対外債権ベース)」-「控除額(対外債権ベース)」の額を表示通貨で記入してください。</p> <p>⑱ 「21. 損失額(付保建値ベース)」は、「未決済額(付保建値ベース)」-「控除額(付保建値ベース)」の額を表示通貨で記入してください。「20. 損失額(対外債権ベース)」と同一金額の場合は、記入の必要はありません。</p> <p>⑲ 「22. 損失防止軽減費用」は、「控除額」を回収するために直接要した費用があれば、当該費用を円貨で記入してください。なお、当該費用が外貨建ての場合は、約款第36条第5項第2号の規定により円貨に換算してください。</p> <p>⑳ 「23. 保険金請求額」は、次の計算式により算出された額を記入してください。なお、「保険金額」及び「保険償額」については、<u>保険証券等を参照してください。</u> ・「21. 損失額(付保建値ベース)」×「11. 換算レート」=「損失額(付保円ベース)(1円未満切り捨て)」 ・「損失額(付保円ベース)」×「[「保険金額」÷「保険償額」]=「てん補責任額(1円未満切り捨て)」…… A ・「22. 損失防止軽減費用」×「[「保険金額」÷「保険償額」]=「費用負担請求額(1円未満切り捨て)」…… B ・「23. 保険金請求額」= A+B</p>	<p>（記入要領）</p> <p>① 「1 請求書番号」は、請求者の整理番号がある場合に当該整理番号を右詰めで記し、記号は記入しないで下さい。</p> <p>② 「5 決済日」は、輸出契約等（貸付契約）で今回請求分に対応する決済日を記入して下さい。なお、本請求書は決済日ごとに提出 が必要です。</p> <p>③ 「6 事故通番」は、対応する損失発生通知書の番号と同じにして下さい。</p> <p>④ 「7 分割請求番号」は、分割して請求する場合の記入項目です。 1. 2. のように1桁 記入します。新規で無記入の場合は、0 が設定されます。</p> <p>⑤ 「15 換算レート」は、「輸出契約時のレート」と「決済日のレート」のいずれか円高のレートを記入して下さい。</p> <p>⑥ 「未決済額(対外債権ベース)」は、<u>決済金額(償還金額)から決済日までに回収した金額を差し引いた額</u>を表示通貨で記入して下さい。</p> <p>⑦ 「控除額(対外債権ベース)」は、約款 第5条 第1号から第3号まで 及び第5号に該当する額を表示通貨で記入して下さい。なお、第5条の額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、約款 第33条 第3項の規定により表示通貨に換算して下さい。</p> <p>⑧ 「損失額(対外債権ベース)」は、「未決済額(対外債権ベース)」-控除額(対外債権ベース)の額を表示通貨で記入して下さい。ただし、<u>約款 第25条 第2項の規定に基づく決済日前の請求における損失額は、同条 第3項の計算式による額を記入して下さい。</u></p> <p>⑨ 「損失額(付保建値ベース)」は、「未決済額(付保建値ベース)」-控除額(対外債権ベース)の額を表示通貨で記入して下さい。「損失額(対外債権ベース)」と同一金額の場合は、記入の必要はありません。</p> <p>⑩ 「24 損失防止軽減費用」は、「控除額」を回収するために直接要した費用があれば、当該費用を円貨で記入して下さい。なお、当該費用が外貨建ての場合は、約款第5条 第5項 第2号の規定により円貨に換算して下さい。</p> <p>⑪ 「25 保険金請求額」は、次の計算式により算出された額を記入して下さい。 「損失額(付保建値ベース)」×15 換算レート=損失額(付保円ベース)(1円未満切り捨て) 「損失額(付保円ベース) × 14 付保率=てん補責任額(1円未満切り捨て)」…… A 「24 損失防止軽減費用 × 14 付保率=費用負担請求額(1円未満切り捨て)」…… B 「25 保険金請求額 = A+B」</p> <p>⑫ 「26 重複請求状況」は、下記より数字で記入して下さい。 1 : 請求予定あり 2 : 請求済み 3 : 請求なし</p> <p>⑬ 「27 重複保険」は、下記より数字で記入して下さい。ただし、「26 重複請求状況」が3の場合は、記入しないで下さい。 1 : 個別 2 : 包括 6 : 輸出手形 8 : 海外投資 9 : その他</p> <p>⑭ 通貨が円建ての場合には、小数点以下は記入しないで下さい。円以外の通貨建ての場合には、小数点以下2桁(3桁以下は切り捨て)まで記入して下さい。</p>

貿易一般保険（鋼材・化学品）手続細則（改正案）：別紙様式対照表

改正案

(12 事故事由コード表)

事 故 事 由 (約款第4条「てん補事由」)		コード
一	外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止	11
二	仕向国において実施される輸入の制限又は禁止	12
三	政府間合意に基づく債務繰延べ協定(リスク)	21
四	為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定	20
五	外国の政府、州政府又は地方公共団体による取用	31
六	外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定	24
七	国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁	25
八	本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由 イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害 ハ 原子力事故 ニ 輸送の途絶	26 27 28 15
九	前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由(保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期限により輸入許可が効力を失ったことを除く。)であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができるもの	29
十	外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による輸出の制限若しくは禁止(同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。)又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨の制限若しくは禁止(同法第25条の2の規定による禁止を除く。)	22
十一	輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと 又は次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと(被保険者の責めに帰することができる場合に限る。) イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更(当該変更に伴う被保険者の改造等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。)の申込みがあったこと ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと ニ その他イからハまでに準ずる事実があったこと	51 52 58 54 55
十二	輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定(破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかになされた場合に限る。)	56
十三	輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由(支払不能の事実が外国の公的機関により明らかになされた場合に限る。)	57
十四	輸出契約等の相手方の3月以上の債務の履行遅滞(被保険者の責めに帰することができるものに限る。)	59

注意

留意

現行規定

(14 事故事由コード)

てん補事由	事故事由コード	備考
一 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止	11	
二 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止	12	
三 政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は支払国に起因する外貨送金遅延	20	20:外貨送金遅延 21:リスク
四 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による取用	16	
五 外国の政府、州政府又は地方公共団体による取用	31	
六 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定	24	
七 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁	25	
八 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由 イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害 ハ 原子力事故 ニ 輸送の途絶	26 27 28 15	
九 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由(保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期限により輸入許可が効力を失ったことを除く。)であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができるもの	29	
十 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による輸出の制限若しくは禁止(同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。)又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨の制限若しくは禁止(同法第25条の2の規定による禁止を除く。)	22	
十一 輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと 又は次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと(被保険者の責めに帰することができる場合に限る。) イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更(当該変更に伴う被保険者の改造等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは買貨により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。)の申込みがあったこと ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと ニ その他イからハまでに準ずる事実があったこと	51 52 58 54 55	
十二 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定(破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかになされた場合に限る。)	56	
十三 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由(支払不能の事実が外国の公的機関により明らかになされた場合に限る。)	57	
十四 輸出契約等の相手方の3月以上の債務の履行遅滞(被保険者の責めに帰することができるものに限る。)	59	

新 旧 対 照 表

改 正 案

現 行

別紙様式第15

貿易一般保険回収義務終了認定申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所 _____

氏名 _____ 印

貿易一般保険包括保険(鋼材・化学品)手続細則第19条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険契約の内容

(1) 保 険 証 券 番 号		
(2) 保 険 契 約 締 結 日	年 月 日	
(3) 契 約 の 相 手 方	(ハイヤコード:)	仕向国 (国コード:)
(4) 支 払 人	(ハイヤコード:)	支払国 (国コード:)
(5) 保 証 人	(ハイヤコード:)	保証国 (国コード:)
(6) 通 貨	(通貨コード:)	
(7) 貨 物 等 の 内 容		
(8) 決 済 期 限 (船積前の場合は事故確定日)		
(9) 事 故 事 由	(事故事由コード:)	
(10) 保 険 金 請 求 日	年 月 日	
(11) 保 険 金 受 領 日 及 び 保 険 金 受 領 額		
(12) 損 失 額 ※ 対 外 債 権 ベース		
(12) 損 失 額 ※ 付 保 建 値 ベース		
(14) 既 回 収 額	元 本	証 簿 利 息
	利 息	
	合 計	
(15) 未 回 収 額	元 本	証 簿 利 息
	利 息	
	合 計	
(16) 既 支 出 回 収 費 用		
(17) 備 考	(連絡先)	

2. 回収義務の履行状況の概要 (回収義務の履行状況の概要を別紙に記載し添付してください。)

3. 回収義務の終了認定申請を行う理由(当該理由を証する書類を必ず添付してください。)

注1: 輸出契約の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、申請をまとめて行う場合には、以下の項目につき別紙に記載の上ご提出いただくことも可能です。

(8) 決済期限、(10) 保険金請求日、(11) 保険金受領日及び保険金受領額

注2: (12)~(15)の欄については、当該項目に係る金額が外貨建ての場合は、それぞれ当該通貨で記入してください。

別紙様式第15

貿易一般保険回収義務終了認定申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所 _____

氏名 _____ 印

貿易一般保険包括保険(鋼材・化学品)手続細則第19条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険契約の内容

(1) 保 険 証 券 番 号		
(2) 保 険 契 約 締 結 日	年 月 日	
(3) 契 約 の 相 手 方	(ハイヤコード:)	仕向国 (国コード:)
(4) 支 払 人	(ハイヤコード:)	支払国 (国コード:)
(5) 保 証 人	(ハイヤコード:)	保証国 (国コード:)
(6) 通 貨	(通貨コード:)	
(7) 貨 物 等 の 内 容		
(8) 決 済 期 限 (船積前の場合は事故確定日)		
(9) 事 故 事 由	(事故事由コード:)	
(10) 保 険 金 請 求 日	年 月 日	
(11) 保 険 金 受 領 日 及 び 保 険 金 受 領 額		
(12) 損 失 額 ※ 対 外 債 権 ベース		
(13) 損 失 額 ※ 付 保 建 値 ベース		
(14) 既 回 収 額	元 本	証 簿 利 息
	利 息	
	合 計	
(15) 未 回 収 額	元 本	証 簿 利 息
	利 息	
	合 計	
(16) 既 支 出 回 収 費 用		
(17) 備 考	(連絡先)	

2. 回収義務の履行状況の概要

3. 回収義務の終了認定申請を行う理由(当該理由を証する書類を必ず添付して下さい。)

注1: 輸出契約の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、申請をまとめて行う場合には、以下の項目につき別紙に記載の上ご提出いただくことも可能です。

(8) 決済期限、(10) 保険金請求日、(11) 保険金受領日及び保険金受領額

注2: (12)~(15)の欄については、当該項目に係る金額が外貨建ての場合は、それぞれ当該通貨で記入して下さい。

認定証

年 月 日

上記の貿易一般保険回収義務終了認定申請は、

申請のとおり認定します。
認定しません。

独立行政法人日本貿易保険